破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１０５５号
大阪市鶴見区浜２丁目４番14―603号
債務者　相星　勝利
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５８６号
大阪市淀川区加島３丁目11番53―705号
債務者　保森　美佳
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３１５号
大阪市東成区玉津２丁目11番20号
債務者　池田　　功
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３１６号
大阪市東成区玉津２丁目11番20号
債務者　池田　慶子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９２８号
大阪府吹田市千里山竹園２丁目23番309号
債務者　舩引　淳史
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９７５号
大阪市生野区巽中２丁目23番19―301号
債務者　ウィンテリアコバヤシこと　小林　泰功
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５００７号
大阪府箕面市桜１丁目５番１―201号
債務者　小波津　楓
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１１６号
大阪市東淀川区相川３丁目11番24号503号
債務者　小田　晃子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１７１号
大阪市東淀川区豊里３丁目２番10号　矢森マンション102号
債務者　俵　　妙子（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１８４号
大阪府池田市神田３丁目４番７号
債務者　廣瀬　利雄
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２２７号
大阪市住吉区清水丘２丁目27番９号アーバンハイツ清水丘302号
債務者　中西　弘実（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４７０号
大阪市鶴見区浜３丁目４番４号
債務者　橋本　範子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６２７号
大阪市西成区津守１丁目４番３号
債務者　金田徳一こと金田德一こと　金　　智坤
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７１６号
大阪市住之江区粉浜３丁目13番17―203号
債務者　堀切　和美
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２０６号
大阪府四條畷市南野４丁目９番８号
債務者　井上　歌子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２６７号
大阪市港区三先１丁目10番26―701号
債務者　金山　　隆
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３１２号
大阪府八尾市小阪合町２丁目８番36号
債務者　宇都　三郎
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３３９号
大阪府高槻市中川町11番12号
債務者　石田アニタこと　イシダ　アニタ　サムディオ
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部